



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

「人権都市」とは、全ての人々の「暮らしの質」を向上させ、最も「暮らしやすい都市」を創ることにあり!!

人権のまちづくりを考える 《第3弾!!》



◆民主化の聖地、光州市の取り組みに学ぶ

前号では、ソウル市の人権政策についてみてきました。あわせて、韓国でもう一つ、「人権都市」を標榜している都市に光州市があります。光州市といえば、1980年5月18日に起きたいわゆる「光州事件」を思い起こします。

光州市では、「5・18民主化運動(光州事件)」は、法に反して政権を握ろうとする新軍部勢力を拒否し、民主化を求めた市民の蜂起です。抗争期間中は公的に治安を守る機関が不在だったかわからず、金融機関や貴金属店などで窃盗が一件も発生しないなど、市民たちの高い精神性が発揮され

ました。また、負傷者の治療に必要な献血のための行列は最後尾が見えないほどで、難しい局面にあっても助け合い、支え合う美しい共同体を作り上げました。このようなことは5・18民主化運動が世界の歴史上、類を見ない非常に理性的で道徳的な闘争であったことを裏付けるものです。」とウェブ上で紹介しています。

光州市は「人権都市推進の目的」について、「◎韓国は経済成長と制度的民主主義を実現したが、過度の競争が求められる新自由主義的世界化の影響で、失業、貧富格差の深刻化など、次第に社会的危機に直面。◎光州は、5・18民主化運動の共同体的精神と民主主義の尊重など、今日の社会的危機を克服できる素晴らしい価値と資産を保有。◎それにより、都市次元で生活の中の民主主義と人権の普遍的価値を実現し、正義に立脚した経済

5 大領域	18 大実践課題
自由に疎通し参加する都市	①思想および意思表示の自由と疎通の機会を保障 ②参加と情報共有による市民自治の実現 ③人権文化と民主市民意識の育成
幸せな暮らしを実現する都市	④労働による自己実現と労働者の権利の保障 ⑤疾病の恐怖から解放された健康な生活の保障 ⑥適切な住居と快適な住居環境の保障 ⑦虐待と暴力、放任のない家庭、学校、職場の実現
社会的弱者と共に歩む温かい都市	⑧人間らしい暮らしを享受できる最低生活の保障 ⑨差別なく、共に生きることのできる障害者の権利の保障 ⑩児童、青少年、高齢者が適切な援助を受ける権利を保障 ⑪少数者の多様な文化とアイデンティティが尊重される都市の実現 ⑫性の平等および女性の権利の保障
快適な環境と安全な都市	⑬快適な環境と余暇施設を共有する権利の保障 ⑭犯罪・交通事故・災害・火災・有害食薬品から安全な都市づくり ⑮市民全てに障壁のない便利な都市づくり
文化を創造し連帯する都市	⑯教育の多様性の追求および自由で創造的な学習権の実現 ⑰文化・藝術を創造し享受する自由な権利を保障 ⑱国内外の人権増進に努力し、寄与する都市

共同体、福祉と社会的責任を重視する人権都市を作ろうとする」と現状認識とその方向性を示し、《人権都市実現の究極的目標》は、「第一に、光州市民をはじめ光州に住む全ての人々の『暮らしの質』を向上させ、最も『暮らしやすい都市』を創り、第二に、光州を人権と文化による『世界交流の中心都市』に発展させようとするところにある」ときわめてシンプルで明快です。

「市民の人権を増進させるために、2003年に民主・人権・平和都市の発展計画を樹立し、社会的弱者のための条例の制定、人権増進のための民主・人権・平和都市条例の制定、市の人権担当部署の設置など、制度的な基盤構築に努力しており、国家人権委員会光州人権事務所も開設」としたうえで、現段階を次のように規定しています。

「今は、全ての市民の日常生活の中で人権が尊重され実践される段階に発展させるため、人権都市の再構築の過程に至っている。」

光州市がどのような人権都市をめざし、どんな課題があるのかを知るのに、前掲の「5大領域、18大実践課題」が参考になります。そこでは、権利などの「保障」や「～の実現」という言葉が目につきます。それと、ソウルとも共通しますが、「市民参加」が明確に位置付けられています。

日本の多くの自治体で、「市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで明るい住みよい都市を実現するために」と銘打って、「人権尊重都市宣言」が実施されています。あらためて「人権尊重」を掲げなければならないほど人権が尊重されていない自治体が多いのかと思えてならないのは筆者だけでしょうか。

「人権尊重」の啓発・教育が日本の人権施策の基本になっていますが、紹介した韓国の2都市の人権都市にまつわる話の中で目につくのは、「人権尊重」ではなく、「人権増進」の文言です。

これは大きな違いです。人権の増進は、具体的な課題への取り組みとその結果が求められるわけですが、その場合、人権尊重を説く「啓発・教育」はその一部分でしかありません。どれだけ人権が増進したのかは、どれだけ一人ひとりが「暮らしやすくなったか」ということです。

あらためて、「人権のまちづくり」とは、一人ひ

とりが幸せに生きられるまちにしていくことだという単純明快な結論に行き着きます。

◆共生・共助を軸に多様な社会へ

部落差別解消推進法の話に戻りましょう。「部落差別は許されない」、「これを解消することが重要な課題」とし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査の実施等が国や自治体の責務であると法律に明記されました。

被差別部落出身者の「人権の増進」をはかっていく前提として、なによりも部落差別を許さない法規制も含めてさまざまな対応策が求められます。まさに、第一級の「国や自治体の責務」です。その中で、教育・啓発はほんの一部にしか過ぎないことを知るべきです。差別が頻発し、インターネット上で部落差別情報が激増していることに強い危機感を国や自治体は持つべきです。「市民を見守り、市民を幸せにする市民中心の人権行政」の立場から見ればその通りでしょうが、実際の「人権」行政をみると、愕然としてしまいます。しかし、眼前にある行政を変えていかななくてはなりません。

一方、人権のまちづくりということでは、あらためて私たちは、「だれも差別されることなくともに生きる社会」「どんな状態であっても尊厳を持って安心して暮らせる社会」を実現するために、反差別のゆるやかネットワークを広げていくこと。貧国・格差の解消をはかり、さらに子どもから高齢者、障がい者、女性、LGBT、外国人労働者、難民など多様な人たちがいきいきと暮らせるように新たな社会システムの構築が求められています。そこでは、《共生と共助》がキーワードとなるでしょう。ともに生き、ともに支え合う。

その対極にあるのが、ヘイトスピーチに象徴される差別排外主義です。ヨーロッパにみられる極右政治勢力の拡大、アメリカのトランプ現象にみられるように、世界的にも差別排外主義が強まろうとしています。

アジア的にみると、ソウル、光州の自治体と市民による人権をキーワードにしたまちづくりが私たちの未来に希望を与えてくれます。

私たちも、どんなまちにしたいか、夢をもって参画していきましょう。